

令和8年度 第2回千葉県教科用図書選定審議会 議事録

日時：令和8年5月27日（水）

午後2時から午後3時まで

会場：中庁舎9階企画管理部会議室

出席委員（敬称略）

渡部 香里	鈴木 克則	荒木満紀子	矢代 庸一	早乙女 仁美
染谷 篤	椎名 和浩	藤ヶ崎 功	川島 政美	遠藤 須美子
寺本 亜季	深澤 宏彰	大野 英彦	伊藤 安代	

出席事務局職員

千葉県教育委員会教育長	杉野 可愛
千葉県教育庁教育振興部学習指導課長	神田 みのり
千葉県教育庁教育振興部特別支援教育課長	横山 健司
千葉県教育庁教育振興部学習指導課 主幹兼教育課程指導室長	吉田 俊一
教育課程指導室 主席指導主事	加藤 千恵子
同 指導主事	村瀬 正
同 指導主事	兼子 稔
同 指導主事	若林 幸子
同 指導主事	井上 和博
千葉県教育庁教育振興部特別支援教育課 教育課程指導室 指導主事	諏訪 直樹

（進 行）

（事務局） 本日2名の傍聴希望があった。これより入室する。

配付物の確認をする。その他の資料については、審議する際に、随時配付する。

1 開 会

2 教育委員会あいさつ

（進 行） これより、千葉県教科用図書選定審議会の組織及び運営に関する規則第3条第

1項の規定により進行を、大野会長 にお願ひする。

3 会議の公開・非公開について

(会 長) まず、第1回の審議会でも行った、本会議の公開・非公開について御審議いただく。千葉県情報公開条例第27条の3の規定により、本会議は原則公開したいと思うが、今回は「5議事(1)及び(2)」については非公開にすべきではないかと思ったところである。私たち審議会の答申は、県教育委員会に提出するものであり、それをもとに県教育委員会が市町村教育委員会等に指導、助言又は援助を行うこととなる。おそらく、本日は、よりよい答申及び選定資料に向け、委員から多様な意見をいただくこととなる。この議事を公開することによって、市町村教育委員会等の採択業務に影響を与えるおそれがあるのではないかと思うが、いかがか。

(委 員) 国の通知等では、教科書採択に向けた調査研究や審議においては「静ひつな環境の確保」に努めることが求められている。会長の言う「5議事(1)と(2)」を非公開とすることが望ましいと考える。

(会 長) 意見をいただいたので、改めて、まず、大前提として、本審議会は原則公開とする。ただし、「5議事(1)及び(2)」については、「円滑な採択業務の進行」並びに「静ひつな環境の確保」という観点から非公開としたい。よろしいか。

(委 員) (同意)

(会 長) それでは、「4報告」までを傍聴可能とする。なお、「6答申」については、「5議事」を終えなければ、行えないことから、傍聴希望者のために、事務局からおよその時間を示してほしい。

(事務局) 議事進行等を考えると、答申の開始は午後3時前後となる見込みである。

(会 長) それでは、改めて傍聴を希望する場合は、午後3時頃になったら、入室が可能となる予定である。その際は、事務局より声をかける。

4 報告

(会 長) それでは、会を進める。4報告「(1)第1回千葉県教科用図書選定審議会について」と「(2)専門調査委員会における教科用図書の調査について」を事務局から報告する。

(事務局) はじめに、第1回選定審議会について報告する。先ほど、第1回議事録を配付した。なお、会議結果の公開に当たっては、出席された委員の名前を事務局出席者も含め、記載する。

続いて、専門調査委員会における教科書の調査についてである。事前に教科書の著作・編集に参加・協力等した者でないことを確認した上で、5月1日に第1回を実施し、採択制度の仕組みと専門調査委員会の位置付けや役割、法的根拠、また、

選定資料の意義や役割について説明し、調査研究を行っていただいた。

専門調査員会は、5月1日、7日、12日、18日の4日間開催し、第1回選定審議会で承認いただいた附則9条本、いわゆる「一般図書」において「内容」「組織・配列」「表現」「造本」の観点に基づき、調査研究を行った。後ほど、調査員の代表から調査結果の報告があるので、協議をお願いしたい。

(会 長) この報告について意見、質問はあるか。

(委 員) 7ページに誤字がある。

(会 長) 事務局で修正をお願いしたい。

(事務局) 承知した。

(会 長) その他になれば、次に進むがよろしいか。

(会 長) 5議事に移る前に、報告として教科書選定審議会に請願が提出された。

請願事項としては、「義務教育諸学校における令和9年度使用教科用図書の採択に係る諮問事項」のうち、「6 選定に必要な資料に関すること。」について、以下の内容を答申に盛り込むこと。

(1) 各採択地区において教科用図書の選定資料を作成する際、文部科学省通知(7文科初第2868号)に則り、各地域の保護者等の幅広い意見を踏まえつつ、採択権者の判断に資する資料の作成に努めること。

(2) 「保護者等の幅広い意見」の一つとして、教科書展示会における参加者の意見集約を丁寧に行うこと。例えば、参加者に記入してもらうアンケートの書式を、県教育委員会が例年作成している教科用図書選定資料に準じ、小中学校の教科用図書については「学習指導要領への対応」「内容」「造本」、附則9条図書に関しては「内容」「組織・配列」「表現」「造本」のそれぞれの観点ごとに意見を記入してもらうなど。

(3) 教科書展示会の周知に当たり、(昨年度26か所で開催された)法定展示会に加え、県内で開催予定の法定展示期間外の教科書展示会の情報も集約し、まとめて発表すること。

このことについて、

(1) については、毎年度、県教育委員会が市町村教育委員会等に対して行う採択に関する通知において、採択権者の判断に資するよう一層充実した資料の作成に努めるよう指導、助言を行っている。実際に、各採択地区の協議会や選定委員会などでは、保護者が委員として参加していることから、請願を受ける以前から既に取り組んでいる。

(2) について、教科書展示会の意義として、「教科書展示会は、教育関係者の教科書研究の便宜を図り、一般公開を通じて地域住民等の多くの方々に教科書に触れていただくための取組」である。

また、「保護者等の幅広い意見」とあるが、これについては「調査員等は、保護者等の幅広い意見を踏まえつつ、採択権者の判断に資する資料の作成に努めること」とあるように、調査員に関する内容であり、(1)でも述べたように、各採択地区の協議会や選定委員会において、保護者が委員として参加していることから、請願を受ける以前から既に取り組んでいる。

(3)について、「教科書の発行に関する臨時措置法第5条の規定に基づく教科書展示会は、教科書の発行に関する臨時措置法施行規則第5条の規定に基づき、6月1日から7月31日までの間で都道府県教育委員会において定める任意の連続した14日間で開催すること」とされている。

したがって、市町村教育委員会へ指導助言をする内容ではないことから、答申に盛り込む内容ではないと考える。

よって、この請願については、議事として取り扱わないこととするが、よろしいか。

(委員) 請願の内容を鑑みて、議事として取り扱わないこととしてよいと考える。

(会長) 他に意見等なければ、本請願について、議事として取り扱わないこととする。
よろしいか。

(会長) それでは、議事として取り扱わないこととする。

(委員) 1点確認だが、教科書展示会は、どこで行っているか。

(会長) 事務局、回答できるか。

(事務局) 教科書展示会の会場は主に教科書センターと言われるところで行われている。

教科書センターは、教科書を常時展示し、教科書の調査研究の便宜を図るとともに、保護者や地域住民等も利用することを目的として設けられた施設である。県ホームページにも掲載されているが、千葉県には教科書センターが24箇所ある。地域の実態が異なるため、教科書を常時展示していない場所もあるが、希望があれば教科書センターにて教科書を閲覧できる状態にある。

(委員) ならば、教科書センターにおいて希望があれば閲覧できることを県のホームページに掲載してはどうか。

(会長) 事務局、対応できるか。

(事務局) 対応可能である。

(会長) それでは、本請願について、答申の内容には盛り込まないが、教科書展示会や教科書センターについて事務局の方でホームページに掲載していただくこととする。

以上で請願についての報告とする。

5 議事

※非公開のため、非公表。

6 答申

会長より教育長へ答申

「義務教育諸学校における令和9年度使用教科用図書の採択に関することについて」

(進 行)

今回答申された内容については、早速各採択地区に通知し、公正かつ適正な採択が行われるようにしていく。なお、答申については、市町村教育委員会へ通知するとともに、県ホームページにも整い次第掲載する予定である。

本日の議事録については、整い次第、委員に送付し、意見をいただきたい。最終的には会長による確認によって、確定としたいと考えている。なお、議事録については、会議資料とともに、県ホームページ、文書館、中央図書館等で公開する予定である。

7 閉会